

港北区連合町内会 3月定例会

令和3年3月22日（月）午後2時00分から
港北区役所 1、2号会議室

3密を避けるため、通常よりも人数を縮小して定例会を開催します。

議題

1 新型コロナウイルスワクチン接種に関する自治会町内会への広報協力依頼について（掲示依頼）【市連会報告】[資料1]

健康福祉局 諏訪ワクチン接種調整等担当課長

◆ 合同メールで自治会町内会あて送付します。

本市では、新型コロナウイルスワクチン接種に向け、国の示す接種順位等に従って、対象となる方全員がワクチンの接種を受けられるよう準備を進めています。

一方で、国の示すスケジュールが流動的であることに加え、当初のワクチン供給量が本市の対象者（65歳以上の高齢者数：約93万人）に比べてごくわずかとなる見込みです。

そのため、本市では、供給されるワクチンを有効的に活用することや円滑な市民接種を進めるため、市民接種の開始時期となる4月においては、次の通り対応します。

	当初の予定	変更内容
接種手法	市内18区での集団接種から開始	高齢者施設等での施設接種から開始 ※集団接種・個別接種については、4月26日以降のワクチン供給量が判明するまで実施を見合わせ、今後のスケジュールは追ってお知らせします。
接種券の発送時期	3月下旬以降、80歳以上の方から3段階で発送	供給量が判明するまで当面発送を見合わせ ※具体的な発送期日については、今後のワクチン供給状況により決定します。

対象者	市内対象者数	個別通知の発送時期及び接種予定時期
80歳以上（高齢者）	約29万人	未定
75歳以上（高齢者）	約19万人	
70歳以上（高齢者）	約24万人	
65歳以上（高齢者）	約20万人	
基礎疾患保有者	約24万人	
高齢者施設等従事者	約5.6万人	
上記以外の方	約237万人	

(1) 対象となる方及び接種予定時期

国が示す接種順位に従って、次の順に接種していただきます。

ア 接種対象者

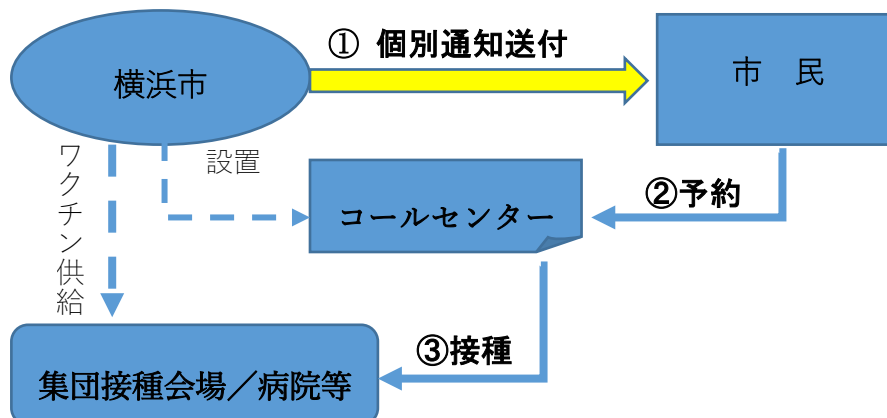
原則として、横浜市内に居住する方

イ 個別通知

接種にあたり横浜市から市民の皆様へ個別通知を発送します。

個別通知は、発送後のコールセンターへの問い合わせや予約集中を避けるため、対象者ごとに発送時期をずらして通知を送付します。

【参考：接種の流れイメージ図】



(2) 接種手法について

接種方法は、①市が設置する特設会場で行う「**集団接種**」、②身近な病院・診療所等で行う「**個別接種**」、③高齢者施設で行う「**施設接種**」の3つの手法で実施予定です。

集団接種会場については、順次拡充していきます。

	①集団接種	②個別接種	③施設接種
接種場所	ア 18区公会堂・ スポーツセンター等 イ その他会場（調整中）	市内の病院・診療所等 （調整中）	高齢者施設 （施設利用者を対象）

(3) 予約方法

ワクチン接種のための予約システム（※）を新たに開設します。施設接種の対象者以外の方は、集団接種または個別接種のいずれかにご予約いただき、接種を受けてください。

具体的な予約方法については、今後お知らせします。

※予約システム…スマートフォン・パソコン及び電話により予約できるシステム

(4) 横浜市新型コロナワクチン接種コールセンター

- ・設置日：令和3年3月1日
- ・業務内容：ワクチン接種に関するお問い合わせ
- ・電話番号：0120-045-070
- ・受付時間：9時から19時（土曜日、日曜日、祝・休日も実施）

※ 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・ポルトガル語
スペイン語

2 補助金等申請関係

小林 地域振興課長

1 令和3年度自治会町内会現況届及び地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類の提出について〔資料2-1〕

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

令和3年度自治会町内会現況届と地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金書類一式を送付しますので御提出をお願いします。

(1) 現況届及び補助金申請について

ア 提出期限

4月30日（金）（現況届）

8月31日（火）（補助金関係書類）

イ 申請書類等のダウンロード

申請書類等は、港北区連会ホームページからダウンロードが可能です。

港北区連合町内会 で検索できます。

(2) 区役所窓口の受付について

郵送等によるご提出以外に、区役所窓口にて受付をいたします。お待ちいただくこともありえますので、お手数ですが、事前のご連絡をお願い致します。

事前のご連絡を頂ければ、業務時間外（17時15分以降）の提出・相談について、調整致します。（「町の防災組織活動費補助金」についても受付、説明いたします。）

(3) 提出先（問合せ先）

〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1

港北区地域振興課地域活動係

電話：540-2235 / F A X：540-2245 E-Mail：ko-chishin@city.yokohama.jp

2 町の防災組織活動費補助金申請書類の提出について〔資料2-2〕

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

令和3年度防災組織活動費補助金申請書類及び令和2年度町の防災組織活動費補助金実績報告書類一式を送付しますので、ご提出をお願いいたします。

(1) 事業概要

自治会町内会が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1世帯あたり160円の活動費を補助します。

(2) 書類作成にあたって

ア 区役所地域振興課に提出いただいた自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書）・団体の規約（昨年度提出分から変更があった場合のみ）・口座振替依頼書を併用できますので、「町の防災組織」活動補助金の添付資料として省略いただいても構いません。

※申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで申請受理となります。

イ 区役所地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途に予算・決算書類の提出が必要になります。

ウ 「町の防災組織」活動事業補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

(3) 提出期限：9月30日（木）

(4) 提出先（問合せ先）

〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1

港北区役所総務課 電話：540-2206 / F A X：540-2209

(5) その他

令和3年度の申請を行わない場合も、令和2年度に申請を行った団体につきましては、実績報告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

3 令和3年度LED防犯灯整備事業について【市連会報告】[資料2-3]

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

令和3年度も電柱へのLED防犯灯及び鋼管ポールLED防犯灯の新設工事を行います。設置を希望される自治会町内会は、申請書類の提出をお願い致します。

(1) 令和3年度のLED防犯灯の整備について

ア 電柱へのLED防犯灯の新設：全市で約300灯

イ 鋼管ポールLED防犯灯の新設：全市で約36灯

(2) LED防犯灯の新設について

ア 自治会町内会からの申請に基づき設置を行います。

イ 設置場所の選定は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く夜間の歩行に支障があるところとします。

ウ 鋼管ポールLED防犯灯の新設は、電柱がない等の理由によりやむを得ない場合とします。

エ 鋼管ポールLED防犯灯の設置場所に下水管や水道管等の埋設物がある場合は設置できません。

オ 一度設置した鋼管ポールLED防犯灯は、場所の変更ができません。設置場所を決定する際には必ず、近隣にお住いの方及び土地を利用している方の合意形成を行ってください。

(3) 申請書類および提出期限について

ア 申請書類

申請書類等は、港北区役所ホームページからダウンロードが可能です。

港北区 防犯灯 で検索できます。

イ 提出期限：5月31日（月）まで

ウ 提出先：（郵送、Eメールまたは持参）

〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1

港北区役所地域振興課地域活動係

電話：540-2234 / F A X：540-2245

E-Mail：ko-bouhan@city.yokohama.jp

エ その他：設置については、予算の範囲の中で「横浜市防犯灯設置基準」に基づいた設置となります。申請場所が設置基準を満たさない場合は設置できませんので、御了承ください。

(4) 防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したLED防犯灯（ESCO事業で設置したLED防犯灯を含む）については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

故障等がございましたら、下記連絡先まで御連絡ください。

港北区地域振興課 電話 045-540-2234

市民局地域防犯支援課 電話 045-671-3709

4 令和3年度地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【市連会報告】 [資料2-4]

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

自治会町内会が防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和3年度も神奈川県と連携して実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、申請書類を区役所地域振興課地域活動係までご提出ください。

(1) 申請書等のダウンロード

横浜市市民局ホームページからダウンロードできます。

横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

(2) 申請書及び添付書類の提出期限・提出先

ア 提出期限：6月30日（水）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

区役所地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

イ 提出先（郵送、Eメールまたは持参）

〒222-0032 港北区大豆戸町26-1

港北区役所地域振興課地域活動係

電話：540-2234 / F A X：540-2245

E-Mail：ko-bouhan@city.yokohama.jp

(3) 提出書類

平成28年度から令和2年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、3年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

(4) 昨年度からの変更点

令和3年度は、神奈川県の補助上限額が減額されたことにより、本補助金の補助上限額が27万円から20万円に変更となりました。

【必ず提出していただく書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・見積書
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、東京電力柱への設置可否判定回答書（NTT柱の場合は協議書）

※ 詳しくは、手引きをご覧ください。区役所地域振興課地域活動係へご相談ください。

**5 港北安心・安全コミュニティー創生協議会防犯カメラ設置事業補助金のご案内
について [資料2-5]**

◆合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

安心で安全な地域の創生を目的として設立された「港北安心・安全コミュニティー創生協議会」と港北防犯協会などからなる「港北区防犯カメラ設置合同委員会」では、連携して、「防犯カメラ設置事業補助制度」を実施しています。

この防犯カメラ設置事業補助制度についても、神奈川県・横浜市による「地域防犯カメラ設置補助制度」と同様に、区役所地域振興課で申請書をお預かりします。

詳しくは、区役所地域振興課までご相談ください。

- (1) 補助金額：上限1台あたり11万円
- (2) 補助対象経費：防犯カメラの機器等の購入費及び設置のための費用
※ 電気料金、機器の保守点検費用等の維持管理費は補助対象外です。
- (3) 申請用紙配付場所：区役所地域振興課
- (4) 相談・提出先：区役所地域振興課（持参）
※ 申請は随時受け付けております。

【※ 港北安心・安全コミュニティー創生協議会について】

「港北安心・安全コミュニティー創生協議会」は、港北区内の防犯カメラの設置促進と啓発活動を通じて、「犯罪を起こさせない・起きない」地域コミュニティーのモデル地区づくりを目的に、趣旨に賛同する港北区内の個人・企業により平成27年8月に設立されました。

協議会では、企業等から広く協賛金を募り、港北防犯協会や地区連合町内会が加わり設立した「港北区防犯カメラ設置合同委員会」と連携して、民間主導で自治会町内会への防犯カメラ設置に取り組んでいます。

6 初期消火器具等整備事業について【市連会報告】[資料2-6]

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

令和3年度も、自治会町内会が初期消火器具等を設置・更新（器具全て）する費用の一部補助を実施します。

また、令和3年度は、既存の初期消火器具等を対象として、劣化したホース等の器材の一部分を更新する費用の一部について補助する事業を新たに行います。

(1) 申請要件

次の3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- ・地域に消火栓がある。
- ・家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- ・定期的に訓練を実施できる。

(2) 申請について

お近くの消防署所へお問合せください。

- ・受付期間：4月1日（木）～9月30日（木）
- ・申請方法：記入した申請書を港北消防署（消防出張所）にご提出下さい。

(3) 補助率及び補助予定数

- ・新規設置及び器具全ての更新設置の場合
補助率：整備費用2/3、上限20万円
- ・初期消火器具等の一部更新設置の場合
補助率：整備費用2/3、上限7万円

(4) 問合せ先：港北消防署総務・予防課 TEL 546-0119

7 「こうほく3R活動助成金」令和2年度活動報告及び令和3年度交付申請について [資料2-7]

◆ 申請書類等を席上配付します。

地区連合町内会を対象とした「こうほく3R活動助成金」について、令和2年度の活動報告書類及び令和3年度交付申請書類をお渡ししますので、ご提出をお願いします。

(1) 提出期限

ア 令和2年度活動報告書類・・・4月22日（木）

イ 令和3年度交付申請書類・・・5月21日（金）

※ アとイを4月に一度にご提出いただいても結構です。

(2) 提出先（問合せ先）

〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1

港北区役所地域振興課資源化推進担当 電話 540-2244

※ 郵送の場合は同封の返信用封筒をご利用ください。

※ 直接窓口にご持参いただいても結構です。

3 情報提供

小林 地域振興課長

1 申請書等への押印・署名の見直しについて【市連会報告】[資料3-1]

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

本市にご提出いただく申請書等について、押印・署名の見直しを行い、準備が整ったものから3月1日以降順次、押印・署名を廃止しています。そのうち、自治会町内会に関係する主な手続きの取扱いをまとめましたのでお知らせいたします。

原則、申請書等への押印・署名は廃止となりますが、補助金の請求書や承諾・委任など、以下の様式においては引き続き押印・署名が必要となります。

制度・手続きの名称	押印・署名が必要な様式
① 地域活動推進費補助金	請求書、口座振替依頼書
② 地域防犯灯維持管理費補助金	
③ 町の防災組織活動費補助金	
④ 自治会町内会館整備費補助・公園集会所整備費補助	補助申請書（補助申請にあたっての確認事項欄）、請求書、貸与承認申請書（貸与契約欄）
⑤ LED 防犯灯新設（電柱、鋼管ポール）、寄付の協議	防犯灯設置承諾書
⑥ 地域防犯カメラ設置補助金	土地等使用承諾書、請求書
⑦ 地縁団体認可 （自治会町内会の法人化）	代表者承諾書、印鑑登録申請書*、印鑑登録廃止申請書*、印鑑亡失届出書*、代理人による印鑑登録・廃止・亡失・証明書交付手続きに係る委任の旨を証する書類* *…代表者個人が登録している登録印の押印が必要

2 令和2年度自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査結果（速報）について【市連会報告】[資料3-2]

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

自治会町内会・地区連合町内会アンケートへの回答にご協力いただきありがとうございました。単純集計の結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

調査結果報告書については、3月下旬に記者発表し、横浜市ホームページに報告書を掲載予定です。4月区連会後に、各自治会町内会長に配付いたします。

また、調査結果は関係区局で共有し、自治会町内会への支援を行っていきます。

3 地域の防犯パトロールマニュアル動画の配信・DVD 貸出のお知らせ【市連会報告】 [資料 3-3]

◆ 合同メールで自治会町内会長あて資料を送付します。

自治会町内会等の防犯担当者様向けに、地域の防犯パトロールを効果的に行うためのポイントをまとめたマニュアル動画を制作しました。

防犯パトロールを行う際のチェックポイントや、不審者を発見した際の対処方法等をまとめているので、地域の防犯活動の参考としてご活用ください。

【視聴方法】

- ・本市市民局地域防犯支援課ホームページ
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/chikibohan/douga.html>)
- ・本市公式 YouTube チャンネル
(<https://www.youtube.com/user/CityOfYokohama>)
- ・DVD の貸出し（港北区地域振興課で貸し出しを行います。）

4 令和 3 年度「横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について 【市連会報告】[資料 3-4]

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 3 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

(1) 令和 3 年度横浜市市民活動保険補償内容

賠償責任保険（限度額）		傷 害 保 険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

(2) 主な配布先

区役所総務課・広報相談係・市民活動支援センター、地域ケアプラザ等

(3) ホームページ

横浜市 市民活動保険 で検索できます。

5 港北区における土砂災害特別警戒区域の指定について〔資料3-5〕

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

神奈川県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。港北区においては、令和2年3月に土砂災害特別警戒区域案が公表されました。

今回、神奈川県3月16日付記者発表のとおり、土砂災害特別警戒区域が指定されました。なお、区内の全区域を示した土砂災害ハザードマップは令和3年6月ごろ発行予定です。

(1) 土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある土地である土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある範囲で、一定の開発行為や居室を有する建築物の構造を規制する区域です。

(2) 指定される区域図面の閲覧場所について

神奈川県土砂災害情報ポータルで指定された図面が閲覧できます。

神奈川県 土砂災害 で検索できます。

6 箕輪小学校地域防災拠点の新規指定の周知について〔資料3-6〕

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

4月1日に箕輪小学校(箕輪町2-7-1)を区内で29か所目の地域防災拠点に指定します。該当の地域の方は、避難先の地域防災拠点が箕輪小学校に変更となります。

【令和3年4月1日から箕輪小学校が避難先となる住所】

住 所	令和3年3月31日までの避難先
日吉五丁目1番から4番	日吉台小学校
日吉七丁目1番から7番	
箕輪町一丁目30番～33番	
箕輪町二丁目1番、6番～20番	
箕輪町二丁目5番	日吉南小学校
綱島東四丁目3番から12番まで	綱島東小学校

※住所によって避難先となる地域防災拠点が指定されていますが、指定されている地域防災拠点以外に避難することも可能です。

7 港北スポーツセンター空調設置工事の実施に伴う施設利用の一部制限（予定）について〔資料3-7〕

◆ 資料の送付はありません。

港北スポーツセンターは令和3年度に空調設置工事の実施を予定しています。
工事実施に伴い、次の期間、施設利用に一部制限が生じますので、お知らせいたします。

- (1) 対象期間
8月1日～令和4年1月31日まで（予定）
- (2) 対象箇所
第1体育室・第2体育室
※ 第3体育室・トレーニングルーム・研修室は平常通り使用可能です。（予定）

8 令和2年度 港北区青少年指導員被表彰者について〔資料3-8〕

◆ 資料の送付はありません。

9 横浜市環境事業推進委員委嘱式の中止について〔資料3-9〕

◆ 資料の送付はありません。

環境事業推進委員委嘱式は港北公会堂が新型コロナウイルスワクチンの接種会場となり、他に十分なソーシャルディスタンスを保てる会場の確保が困難なため中止とします。

- (1) 委嘱状等の送付について
委嘱状、委員証及び活動手帳については、4月中旬までに資源循環局街の美化推進課より各委員へ郵送いたします。
- (2) 地区代表の選出について
地区代表については、各地区にて5月下旬開催予定の環境事業推進委員連絡協議会までに選出願います。
- (3) 環境事業推進委員の活動等に関する説明について
各地区の会議等に参加させていただき、御説明いたします。

◆ 合同メールで自治会町内会長あて「広報よこはま特別号」を送付します。

(1) I R（統合型リゾート）事業説明会について

I R 事業説明会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、すべてのサテライト会場開催を見合わせ、オンライン形式のみとしました

なお、サテライト会場参加予定者については、オンライン参加への変更や DVD の配付等に対応しました。

(2) 横浜イノベーション I R のイメージポスターについて

横浜イノベーション I R の情報を市民の皆様に広く知っていただくため、さまざまな情報への共通の扉として、イメージポスターを作成し、2 月 26 日に記者発表しました。3 月は横浜駅中央西口駅前広場や鉄道 6 社の駅構内に掲出しています。

(3) 横浜イノベーション I R オンラインシンポジウムの開催について

3 月 27 日（土）13 時から「横浜イノベーション I R で目指すもの」をテーマにして、オンラインシンポジウムを開催します。バラエティ豊富なパネリストから横浜イノベーション I R についてそれぞれの視点でご意見を伺います。

You Tube サイトでライブ配信しますので、どなたでもご覧いただけます。

横浜 I R オンラインシンポジウム

QR コード



(4) 広報よこはま特別号の発行について

1 月 21 日に発表した実施方針の内容をご説明する広報よこはま特別号を 3 月 14 日（日）に発行しました。3 月の配送便で各自治会町内会長様あてに 1 部お送りいたします。

4 揭示依頼

小林 地域振興課長

1 港北区スポーツ協会だよりについて [資料 4-1]

2 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について [資料 4-2]

5 行政機関からの情報提供等

(1) 港北警察署

- ・港北区内犯罪発生状況
- ・交通事故概要

(2) 港北消防署

- ・港北区内の火災・救急状況について

3 月の合同メールは 3 月 24 日（水）に発送します。

◆ 港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています ◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

